

# 京都府 農林水産業人材確保育成戦略

～魅力ある京都府農林水産業の実現に向けて～

農林水産業・農山漁村を支える担い手の減少・高齢化が深刻化する中、今後の育成すべき担い手像を明らかにするとともに、産学公民の多様な主体と連携し、分野を横断した効果的な人材確保・育成施策を推進することにより、農林水産業の成長産業化と農山漁村の維持・活性化を図ります。

< 計画期間 > 令和7年度から令和11年度まで

## 農林水産業・農山漁村を取り巻く現状

### ● 農林水産業

- ・就業者数の減少、会社経営体の増加
- ・生産コストの上昇、気候変動
- ・先端技術の発展・高度化

### ● 農山漁村

- ・過疎化・高齢化による地域コミュニティの衰退
- ・農地・森林の管理不足による国土保全機能の低下
- ・ライフスタイルの多様化による働き方の変化

## 育成すべき担い手像

- 農林水産業の成長産業化を牽引する専門人材
  - ・生産から消費までを見据え、様々な経営リスクに柔軟・的確に対応できる高度経営人材
  - ・環境変化に対応し、最先端技術を積極的に取り入れ、生産効率を向上できる高度技術人材
- 半農半Xなど様々な形で農林水産業へ関わり、農山漁村を支える多様な人材
- 自らの特性を活かし、共に活躍する共生社会を実現できる人材

## 人材確保・育成施策の課題

- 「育成すべき担い手像」のニーズに応じた多様な人材育成・定着施策の推進
- 農林水産業を取り巻く環境に対応できる専門性の高い教育カリキュラムの提供
- 府研修教育機関（農業大学校、林業大学校、海の民学舎）等における定員充足率、府内就業・定着率の向上

令和7年3月 京都府農林水産部

# 施策の方向性

## 推進体制の整備

### ● 「京都府農林水産業人材確保・育成センター」を設置

農林水産業の分野を横断し、  
 ・誘導から相談・体験、研修、就業、経営発展まで  
 一貫してサポートする司令塔として  
 人材確保・育成のトータルマネジメントを実施

### ● 「京都府農林水産業人材確保・育成ネットワーク」を設立

産学公民の多様な主体との連携により、  
 ・育成すべき担い手のニーズに応じた  
 多様な教育メニューを効果的・効率的に提供  
 ・人材確保・育成施策の評価・検証を実施

## 具体的な施策（主なもの）

### 分野横断の施策

- ✓ 誘導段階・・・SNS等による農林水産業の魅力発信や、ボランティアの募集、マッチングの実施
- ✓ 相談・体験段階・・・高校生などを対象とした農林水産業分野横断インターンシップの実施
- ✓ 実践研修段階・・・府研修教育機関の学生を対象とした経営やコミュニケーション等の合同講座の開催
- ✓ 就業段階・・・独立就業に向けた実践研修を行う経営体（インキュベーションファーム）への支援
- ✓ 経営発展段階・・・経営発展を目指す経営体を対象とした高度な経営や労務管理等の合同研修の開催

### 分野ごとの施策

#### ● 魅力ある教育環境の整備 （府試験研究機関との一体的運営）

#### 農業（農業大学校）

- ✓ 農業版MBA講座や最先端知識・技術が習得できる講座を実施
- ✓ 茶業や畜産業の研修制度との一貫教育コースを創設

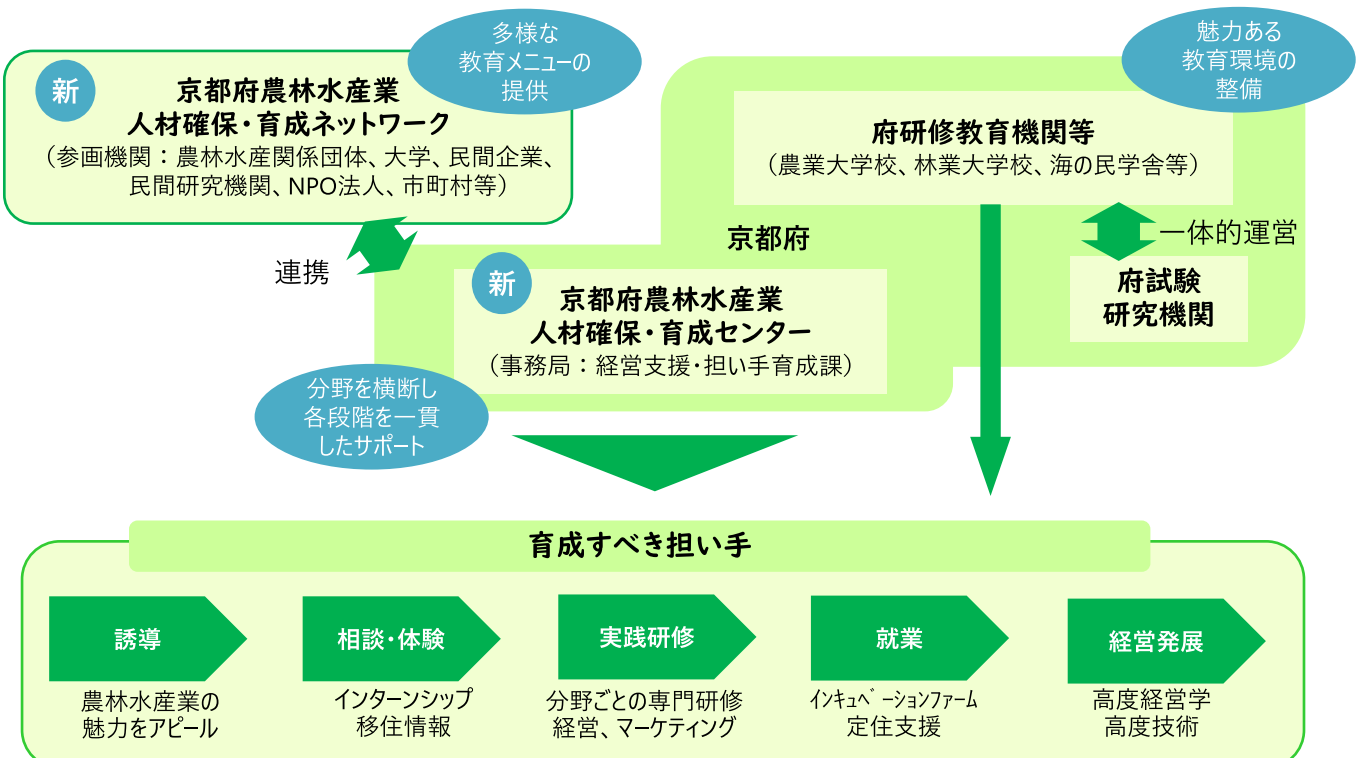
#### 林業（林業大学校）

- ✓ スマート技術の習得の場や他県林業大学校との合同授業などの充実
- ✓ 効率的な施業や収益性の高い経営能力を習得する講座を実施

#### 水産業（海の民学舎）

- ✓ 座学、実地研修の教育内容を充実、若手漁業者を対象とした特別講義を実施
- ✓ 海業など、経営の多角化のための講座を実施

## 人材確保・育成の新たな仕組み



# 京都府農林水産業人材確保・育成戦略に基づく施策の推進

R7~

## 京都府農林水産業人材確保・育成ネットワーク

(事務局：京都府農林水産業人材確保・育成センター)

### プラットフォーム

育成すべき担い手のニーズに応じた  
多様な教育メニューや支援を提供

構成：大学、民間企業、金融機関、  
民間研究機関、NPO法人、市町村  
等の団体

### 評議会

人材確保・育成施策の評価・  
検証を行う

構成：高度経営、高度技術、  
リカレント、女性活躍、共生  
社会、移住促進 等の専門家

産学公民の多様な  
主体との連携

## 京都府

### 府試験研究機関

一体的運営

### 府研修教育機関等

(農業大学校、林業大学校、  
海の民学舎等)

### 魅力ある教育環境の整備

- ・農林水産業を取り巻く  
環境変化に対応できる  
専門性の高い教育カリ  
キュラムの提供
- ・定員充足率、卒業生の  
府内就業・定着率の向上

R7~

## 京都府農林水産業人材確保・育成センター

(事務局：府 農林水産部 経営支援・担い手育成課)

農林水産業の分野を横断し、

- ・誘導から相談・体験、研修、就業、経営発展まで  
一貫してサポートする司令塔として  
人材確保・育成のトータルマネジメントを実施

### 育成すべき担い手

#### 誘導・導入

農林水産業の  
魅力を発信

#### 相談・体験

インターンシップ  
移住情報

#### 実践研修

分野ごとの  
専門研修

#### 就業

インキュベーションファーム  
定住支援

#### 経営発展

高度経営  
高度技術

各段階を一貫したサポート

### 農業



### 林業



### 水産業



### 農林水産業の分野を横断した取組（令和8年度）

農林水産業経営体による講演会やSNS等による農林水産業の魅力発信  
京の農林水産業魅力発信事業

高校・大学生を対象とする農林水産業の分野を横断したインターンシップ  
農林水産業分野横断プレインターンシップ事業

府研修教育機関の学生合同のコミュカ・経営力を磨く分野横断研修  
府研修教育機関カリキュラム強化事業

先進的な人材育成機能を有する経営体(インキュベーションファーム)への支援  
農林水産業インキュベーションファーム事業

新規就業者の雇用先となる経営体の育成に向けた分野横断講座  
京都農林水産業経営塾事業

## 魅力ある京都府農林水産業の実現

# 京の地域農業モデル形成プロジェクトの推進

## 1 現状と課題

- ① 農山漁村において、高齢化や人口減少等で地域コミュニティが衰退し、地域農業の存続が困難となりつつある
  - 持続的な地域農業の実現に向けて、地域ごとの地形、気候、生産品目・生産体制等の実情に応じた個別対応型の支援が必要
- ② 遊休農地の増加や鳥獣被害への対策、農業インフラの維持管理など、複合的な課題を抱えている
  - 「集落活動」や「地域計画」を牽引するリーダーとなる人材の育成・輩出が必要

## 2 事業概要

・府主導により、地域特性に応じた営農戦略を策定し、実現に必要な施策を集中投下することで、府内各地域における持続可能な地域農業モデルを形成

### (1) モデル地区への伴走支援

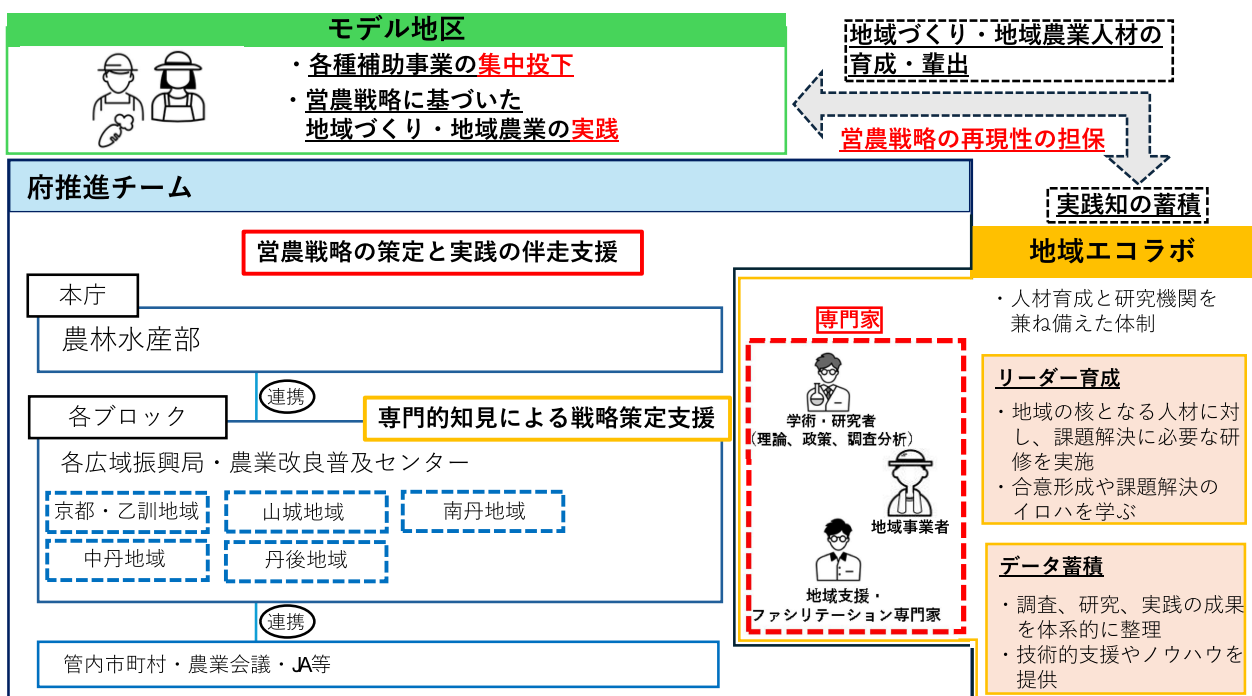
持続的な地域農業モデルの形成に向け、府推進チームを結成し、専門家の知見を踏まえた営農戦略の策定・実践を支援

### (2) 核となるリーダー育成

地域おこし協力隊や集落支援員、地域農業者等の核となる人材に対し、地域課題解決に必要な研修を実施（1年間）

### (3) 調査・研究・実践によるデータ蓄積

調査・研究・実践の成果を体系的に整理し、他地域に対して技術的支援やノウハウ等を提供



# 地域別の重点施策

## 丹後地域

### 地域が誇りを持てる「丹後ブランド」の魅力向上

- 丹後産水産物を用いた「グルメキャンペーン」による丹後の豊かな「海の幸」のPRや観光集客を推進
- 果樹の新規担い手育成、海外輸出用の専用パッケージ開発、「丹後フルーツフェス」の開催等、丹後産フルーツの産地強化・PRの取組を強化
- 移住者の受入に取り組む地域の情報を発信するとともに、移住希望者が希望する地域で暮らすことができる環境の整備を推進
- 地元の子どもたちをはじめ、地域住民の森林への関心を高めるため、「丹後WOOD FESTIVAL」や森林の役割を学ぶ学習会等を通じて森の魅力を発信



丹後産フルーツをPR



まゆまろが子どもの薪割りを応援

## 中丹地域

### 心つながる海・里山・まちを舞台に 求める暮らしが実現できる地域づくり

- 先輩移住者との交流等による地域の魅力を発信するセミナーや京都移住フェアと連携した空き家相談会による移住・定住の促進
- 万願寺甘とう等において、高温対策の実証ほの設置等により生産の安定化を推進するとともに、スマート農業技術の実証試験を通じて省力化を支援
- 農業の魅力体験研修会やインターンシップの開催により担い手確保を支援
- 丹波くりの中核的生産者が行う地域の生産者への現地指導を支援し、担い手確保と栽培技術向上、単位面積あたりの収量、品質、販売単価の向上を図る
- 主伐・再造林一貫作業の普及促進を行い実践につなげるとともに、森林・林業・木材の魅力を広くPRし木材需要拡大を推進



茶の秋整枝作業を体験

## 南丹地域

### 来てよし・観てよし・住んでよし 交流人口・関係人口1,000万人超の賑わいと活気のある京都丹波

- 「都会に近い田舎、トカイナカ」の魅力を活かし、京都丹波地域の関係人口、移住者の増加を促進するとともに、定住に向けた受入地域の体制強化
- 鮎・そば・ジビエを地域の魅力ある観光コンテンツとして戦略的に発信し、京都丹波地域への「食」を目的とした観光誘客を促進
- 京都丹波の「食」を支える若手農業者等の技術習得、経営力向上等、ニーズに基づく支援を実施
- 丹波くりの中核的生産者を中心に、生産拡大と技術向上に取り組む生産者グループと連携し、高度な栽培技術の普及を通じて、地域全体の生産拡大と品質向上を推進
- 林業・木材産業のPRを展開し「木づかい」の機運醸成を図り、森林資源の循環利用を推進
- 野生鳥獣被害に遭っている集落に対し現地調査を行い、課題と対応策を共有し、地域ぐるみの被害防止対策を促進



夏を告げる魚 鮎



大粒で色つやに優れた丹波くり

## 山城地域

### 個性豊かなそれぞれのエリアが魅力を輝かせ、つながり、更に発展する山城地域

- 宇治茶の消費拡大に向けた活動を展開するとともに、お茶の淹れ方教室と宇治茶ムリエ講座等の取組を通して、お茶する文化の定着や宇治茶ファンの拡大を推進
- 京やましろ新鮮野菜の安定生産や栽培管理作業の省力化による生産拡大を支援するとともに、新たな需要開拓を図るため、関係機関が連携してプロジェクト活動を展開
- 「京都移住コンシェルジュ」及び「移住呼びかけ人」と連携し、移住に係るセミナーや現地ツアーの開催等により、移住を促進
- 林業・木材産業関係団体等との連携により、山城産木材の利用促進に向けたツアーやセミナー等を開催し、普及啓発を展開



宇治茶ムリエ講座



林業の普及啓発

## 主な農林水産関係の統計指標（一覧）

項	目	単 位	京都市A	全 国B	A —×100 B	数値の基礎
一 般	京都府の面積	ha	461,221			国土交通省国土地理院「全国都道府県市区町村別面積調」
	うち農林水産施策対象面積	約39万ha（府面積の約85%相当）				
	京都府の人口	人	2,578,087			令和2年国勢調査
農 業	農業経営体数	経営体	11,643	847,031	1.4	2025年農林業センサス（R7.2.1）
	うち個人経営体	経営体	10,932	801,974	1.4	
	農家数	戸	19,999	1,394,135	1.4	
	自給的農家数	戸	9,186	601,327	1.5	
	販売農家数 （個人経営体）	戸	10,813	792,808	1.4	
	世帯員数	人	42,938	3,489,376	1.2	2020年農林業センサス（R2.2.1）
	農業従事者	人	30,936	2,493,422	1.2	
	基幹的農業従事者	人	11,464	1,036,228	1.1	
	耕地面積	ha	28,400	4,239,000	0.7	令和7年耕地及び作付面積統計
	田	ha	22,100	2,300,000	1.0	
	畑	ha	6,280	1,939,000	0.3	
	農家1戸当たり耕地面積	a	142	304	—	耕地面積／農家数（2025年農林業センサス）
	耕地利用率	%	78.6	90.4	—	令和6年耕地及び作物面積統計
	農業産出額	億円	852	107,801	0.8	【農業産出額 全国 第37位】
	米	億円	246	25,524	1.0	令和6年生産農業所得統計
	野菜	億円	299	25,510	1.2	
	畜産	億円	156	36,654	0.4	
	工芸農作物	億円	36	1,577	2.3	
	生産農業所得 （販売農家1戸当たり）	億円	319	39,649	0.8	
	農業所得率	%	23.1	26.6	—	平成25年農業経営統計調査（個別経営） （平成26年以降京都市数値未公表）
農家総所得	千円	5,848	4,727	123.7		
農業所得	千円	811	1,321	61.4		
農業依存度	%	33.1	46.2	—		
食 料	食料自給率（カロリーベース）	%	12	38		府 R5概算 国 R6概算
	（生産額ベース）	%	20	64		府 R5概算 国 R6概算
農 村	農業集落数		1,684	138,243	1.2	2020年農林業センサス（R2.2.1）
林 業	林野面積	ha	342,149	24,744,214	1.4	2025年農林業センサス（R7.2.1）
	林業経営体数	経営体	408	23,300	1.8	
	林業産出額	億円	39	5,713	0.7	府：京都市林業統計令和7年版 全国：林業産出額 確報 令和6年林業産出額
	林野率	%	74.2	66.3		2025年農林業センサス（R7.2.1）
水 産 業	経営体数	—	545	65,662	0.8	2023年漁業センサス（R5.11.1）
	漁船隻数	隻	836	109,283	0.8	
	生産量（海面漁業・養殖業）	t	10,280	3,589,121	0.3	漁業・養殖業生産統計年報（令和6年度）
	生産額（ ” ）	億円	60	14,805	0.4	漁業産出額（令和6年度）

---

---

# 事 務 概 要

---

---

(令和 8 年度)

京 都 府 教 育 委 員 会

(一部抜粋版)

# 目

# 次

1	教育委員会制度	1
2	事務局（京都府教育庁）組織	1
3	所管事務の概要	3

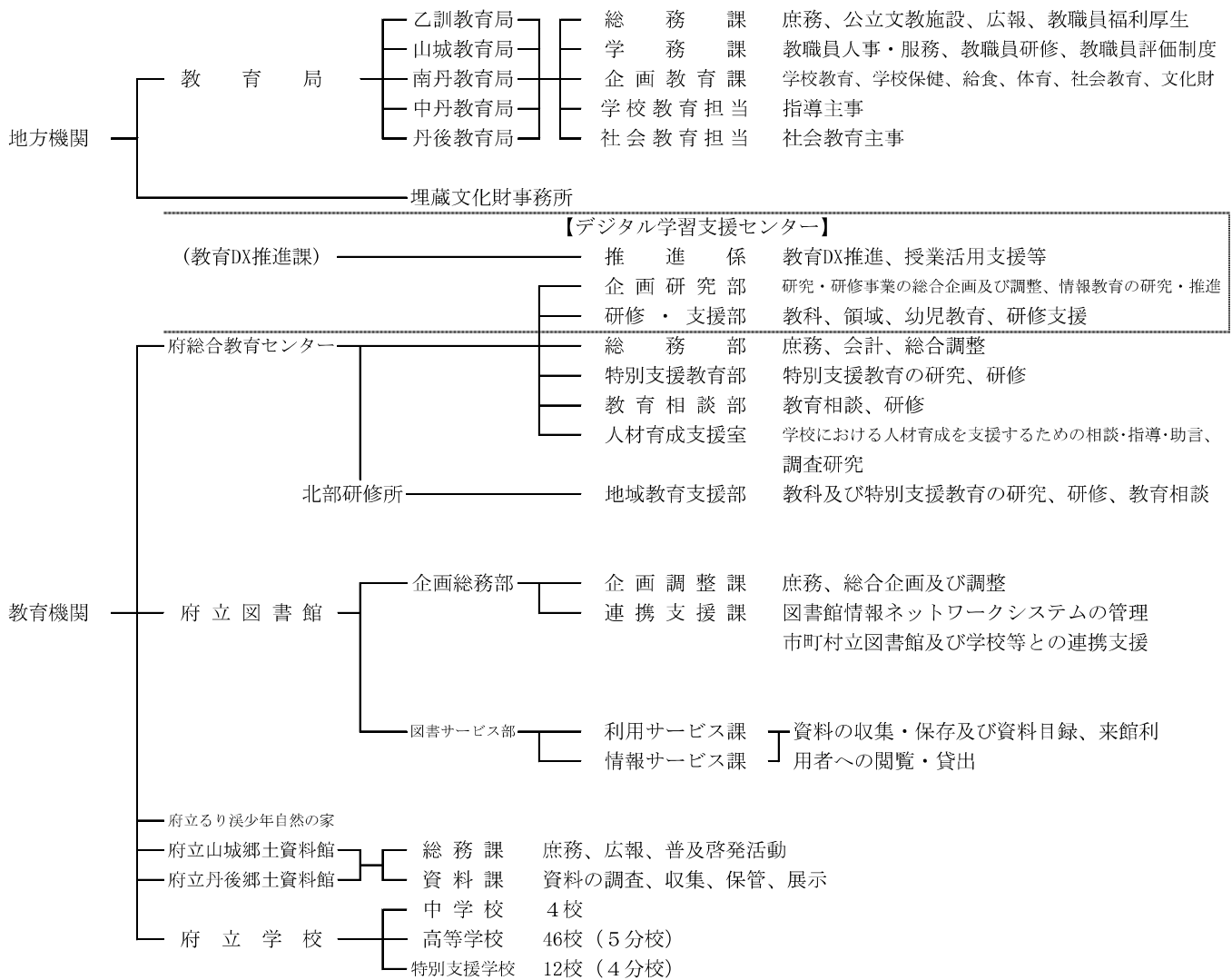
# 1 教育委員会制度

- 教育委員会は、地域の学校教育、社会教育、文化、スポーツ等に関する事務を担当する機関として、全ての都道府県及び市町村等に設置。
- 首長から独立した行政委員会としての位置付け。
- 教育委員会は、教育行政における重要事項や基本方針を決定し、それに基づいて教育長が具体の事務を執行。教育長、教育長職務代理者、委員（3人）を置く。ただし、条例で定めるところにより、都道府県・指定都市は5人以上、町村は2人以上にすることが可能。（京都府は委員数5人）
- 月1～2回の定例会のほか、臨時会や非公式の協議会を開催。
- 教育長及び教育委員は、地方公共団体の長が議会の同意を得て任命。任期は教育長は3年、教育委員は4年で、再任可。

平成27年4月1日より、新制度へ移行。①首長による大綱の策定、②総合教育会議の設置、③教育長と教育委員長を一本化した新たな責任者（新教育長）の設置、④教育委員会のチェック機能の強化、⑤国の関与の見直しなどが盛り込まれた。

# 2 事務局（京都府教育庁）組織（令和8年5月1日）





附 属 機 関

名 称	根 拠 規 定	担 当 事 務	委員数	任 期	主 管 課 等
京都府教科用図書選定審議会	義務教育諸学校の教科用図書の無償措置に関する法律第11条	義務教育諸学校において使用する教科用図書の採択についての基準及び選定に必要な資料の作成についての調査審議及び建議	20人	4月1日 ～ 8月31日	指導部 学校教育課
京都府いじめ防止対策推進委員会	いじめ防止対策推進法第14条	いじめ防止等の対策についての調査審議及び重大事態に係る調査	7人以内	2年	指導部 学校教育課
京都府教育職員免許状再授与審査会	教育職員等による児童生徒性暴力等の防止等に関する法律第23条	特定免許状失効者等に対する教育職員免許状再授与にあたる意見陳述	5人以内	2年	指導部 学校教育課
京都府産業教育審議会	産業教育振興法第11条	産業教育に関する事項についての調査審議及び建議	15人	3年	指導部 高校教育課
京都府スポーツ推進審議会	スポーツ基本法第31条	スポーツの推進に関する重要事項についての調査審議	20人以内	2年	指導部 保健体育課
京都府社会教育委員会	社会教育法第15条	社会教育に関する諸計画の立案、意見陳述及び研究調査	15人	2年	指導部 社会教育課
京都府立図書館協議会	図書館法第14条	図書館の運営及び図書館の行う図書館奉仕についての意見陳述	10人以内	2年	府立図書館
京都府文化財保護審議会	文化財保護法第190条	文化財の保存及び活用に関する重要事項についての調査審議及び建議	20人以内	2年	指導部 文化財保護課
京都府指定管理者等選定審査会	京都府の施設の管理等に関する条例第7条	府の施設の管理及び活用に関する重要事項の調査審議	6人以内	2年	指導部 社会教育課

### 3 所管事務の概要

#### [管 理 部]

##### 総務企画課

- 教育委員会の会議及び秘書事務
- 教育、文化に功績のあるものの顕彰事務
- 職員(府立学校職員及び府費負担教職員を除く。)の人事、服務並びに給与に関する事務
- 府議会に関する事務
- 教育委員会所管各課の予算見積及び予算の執行及び調整に関する事務
- 支出及び収入の決算及び監査に関する事務
- 教育局予算の執行に関する事務
- 教育行政の総合企画及び調整に関する事務
- 教育委員会所管の広報事務
- 市町(組合)教育委員会の組織、一般的運営に関する指導及び助言
- 公文書類の收受、配分、配送及び保存事務
- 条例案、その他書類の審査に関する事務
- 教育行政全般に関する調査及び統計事務
- 教育行政相談に関する事務

##### 管 理 課

- 府立学校運営費予算に関する事務
- 府立学校の用地取得に関する事務
- 行政財産及び物品の管理に関する事務
- 府立学校等の文教施設の整備及び維持管理に関する事務
- 市町村の文教施設の施設整備計画及びその実施に関する助言
- 文教施設に関する国の交付金等に係る事務

##### 教職員企画課

- 学校教職員の勤務条件、服務、給与等に関する事務
- 学校教職員に対する給与等の支払事務
- 学校教職員に係る争訟事務
- 学校教職員の職員団体に関する事務
- 学校教職員の事務の効率化に関する事務
- 学校教職員の健康管理に関する事務

##### 教職員人事課

- 学校教職員の任免、服務等人事事務
- 学校教職員の定数に関する事務
- 学校教職員の人事評価に関する事務
- 学校教職員の研修の総合企画、調整及び実施に関する事務(総合教育センターが行う研修を含む。)

##### 福 利 課

- 公立学校共済組合に関する事務
- 学校職員の児童手当に関する事務
- 京都府教職員住宅の管理事務
- 学校職員の財産形成貯蓄に関する事務
- 学校職員等の恩給に関する事務

#### [指 導 部]

##### 高校改革推進室

- 府立高等学校改革に関する次の事務
  - (1) 施策の企画立案及び推進
  - (2) 施策の実施に関する総合調整
  - (3) 施策の実施に伴う高校教育の専門的事項に関する指導と助言

- 高等学校及び府立中学校の設置廃止の認可、届出の受理等に関する事務
- 府立高等学校及び府立中学校の通学区域の設定及び変更に関する事務
- 高等学校及び府立中学校の入学者選抜に関する事務

### 学校教育課

- 学校（高等学校、特別支援学校、専修学校及び各種学校を除く。）の設置廃止の認可、届出の受理等に関する事務
- 学校（高等学校、特別支援学校、専修学校及び各種学校を除く。）における理科教育、人権教育、学校図書館教育及びへき地教育の振興に関する事務
- 小学校・中学校・義務教育学校における教育に関する次の事務
  - (1) 学校管理に関する指導、助言
  - (2) 教育課程の編成及び実施その他教育に関する指導及び助言
  - (3) 生徒指導に関する指導及び助言
  - (4) 研究大会、講習会、研究指定校等に関すること
- 教科用図書の採択及び給与に関する事務
- 就学奨励に関する事務
- 教育職員免許法に基づく事務
- 大学等における教員養成への協力に関すること
- 総合教育センターに関すること

### (人権教育室)

- 人権教育の総合企画及び調整に関する事務
- 人権教育の推進に関する指導及び援助
- 人権教育の調査及び研究
- その他人権教育に関する事務（他課の所掌に属する事務を除く。）

### (幼児教育センター)

- 幼児教育に関する次の事務
  - (1) 幼児教育施設に関する訪問及び助言
  - (2) 教職員研修に関する事務
  - (3) 調査及び研究

### 特別支援教育課

- 特別支援教育の企画及び調整に関すること
- 特別支援学校の設置廃止の認可、届出の受理等に関する事務
- 特別支援学校における産業教育、理科教育、人権教育及び学校図書館教育の振興に関する事務
- 特別支援学校における教育に関する次の事務
  - (1) 学校管理に関する指導及び助言
  - (2) 教育課程の編成及び実施その他教育に関する指導及び助言
  - (3) 生徒指導に関する指導及び助言
  - (4) 研究大会、講習会、研究指定校等に関すること
  - (5) 教育の情報化の推進に関すること
- 府立特別支援学校の通学区域の設定又は変更に関する事務
- 特別支援学校の教科用図書に関する事務
- 特別支援学校の就学に関する事務
- 府立特別支援学校の幼稚部・高等部の募集に関する事務
- 府立特別支援学校の設備（スクールバス等）の整備に関する事務
- 特別支援学級等の設置に関する助言
- 府立特別支援学校の教材の取扱いに関する事務

### 高校教育課

- 高等学校及び府立中学校における産業教育、理科教育、人権教育、学校図書館教育及び情報教育の振興に関する事務
- 府立高等学校及び府立中学校の施設、設備の整備充実に関する企画
- 英語指導助手に関する事務
- 高等学校の生徒の修学支援に関すること
- 高等学校における定時制教育、通信制教育の振興に関する事務
- 高等学校及び府立中学校における教育に関する次の事務
  - (1) 学校管理に関する指導及び助言
  - (2) 教育課程の編成及び実施その他教育に関する指導及び助言

- (3) 生徒指導に関する指導及び助言
- (4) 研究大会、講習会、研究指定校等に関する事務
- (5) 教育の情報化の推進に関する事務
  - 高等学校及び府立中学校の教科用図書に関する事務
  - 府立高等学校及び府立中学校の教材の取扱いに関する事務
  - 高等学校卒業程度認定試験に関する事務
  - 高等学校及び府立中学校の設置廃止の認可、届出の受理等に関する事務（高校改革推進室の所掌に属するものを除く。）

#### (教育共創室)

- 企業や大学等と連携した教育の推進に関すること

#### 教育 DX 推進課

- デジタル技術を活用した教育の変革に係る企画及び総合調整に関すること
- 教育の情報化の推進の総括に関すること
- 情報セキュリティに関すること
- 府立学校における情報機器等の整備（他課の所掌に属するものを除く。）に関すること
- 京都府教育情報ネットワークシステム等の企画、管理及び運営に関すること
- 府立学校並びに市町村立小学校、中学校及び義務教育学校の教育活動における情報機器等の活用に対し、支援すること
- デジタル教科書その他のデジタルコンテンツの利活用に関すること

#### 保健体育課

- 学校における健康安全教育・体育に関する次の事務
  - (1) 実施に関する指導及び助言
  - (2) 手引書、指導書、参考書等の作成及び提供に関すること
  - (3) 研究会、講習会、その他催しの主催等に関すること
- 児童生徒の健康管理
- 学校医、学校歯科医、学校薬剤師、その他学校保健関係者に対する指導及び助言
- 学校給食に関する企画、指導及び助言
- 公益財団法人京都府学校給食会に関すること
- 独立行政法人日本スポーツ振興センター災害給付事務に関すること
- 府民の体育・スポーツ及びレクリエーション活動の振興並びにその指導者の養成
- スポーツ関係団体に対する指導、助言及び援助
- 競技スポーツの振興に関する企画、指導、助言及び援助

#### 社会教育課

- 社会教育の振興に関する調査及び企画立案
- 社会教育に関する団体、社会教育指導者その他関係者に対する指導、助言及び援助
- 家庭教育に関する学習の機会を提供するための事業に関する援助及び助言
- 体験活動等の機会を提供する社会教育事業に関する援助及び助言
- 青少年教育に関する援助及び助言
- 公民館及び図書館の設置及び管理に関する指導及び調査
- 社会教育主事の資格の認定及び学芸員の推薦
- 府立図書館に関すること
- 府立少年自然の家に関すること
- 視聴覚教育の設備、器材の管理及び利用の提供
- 京都府社会教育委員に関すること
- 京都府指定管理者等選定審査委員会教育委員会部会に関すること

#### 文化財保護課

- 文化財保護法及び府文化財保護条例に基づく事務
- 府文化財保護審議会に関する事務
- 銃砲刀剣類の登録事務等に関すること
- 文化財の保存と活用に関すること
- 府立郷土資料館に関すること
- 埋蔵文化財事務所に関すること

## [地方機関]

### 教 育 局

本庁の出先機関として、管内の市町（組合）教育委員会、学校（府立学校を除く。）との連絡、調整、指導及び助言を行う。

主たる業務は

- 学校教育に関する指導及び助言
- 社会教育に関する指導及び助言
- 市町（組合）教育委員会に対する連絡、調整、指導及び助言
- 教職員の人事及び福利厚生等に関する事務

### 埋蔵文化財事務所

埋蔵文化財の調査並びに資料の整理及び保存に関する事務を処理させるため、次の事務を行う。

- 埋蔵文化財の調査に関すること
- 出土品その他の資料の整理及び保存に関すること
- 遺跡台帳の作成に関すること

## [教育機関]

### 総合教育センター

本府における教育の振興を目的として、次の事業を行う。

- 教育に関する専門的、技術的事項の研究
- 教育関係職員の研修の企画、調整及び実施
- 教育相談
- 教育に関する図書、資料の収集及び活用

### 図 書 館

図書館法に基づき、次の事業を行う。

- 図書、記録その他必要な資料を収集し、整理し、保存して、一般の利用に供すること
- 図書館資料の利用のための相談に応じること
- 他の図書館と協力し、資料の相互貸借を行うこと

### 少年自然の家

自然の中で、集団宿泊生活を通じて心身ともに健全な少年の育成を図るため、次の事業を行う。

- 少年の野外活動の助長に関すること
- 少年の団体活動の助長に関すること
- その他少年の健全育成に関すること

### 郷土資料館

郷土についての歴史資料、考古資料、民俗資料等の保存及び活用を図り、もって府民の文化的向上に資するため、次の事業を行う。

- 文化財保護の普及啓発に関すること
- 文化財、文化資料等の収集、保存、公開、調査、研究及びその他文化財の保護に関すること